

問い合わせ／人権推進課 (☎581・2121内線411) へ。

11月12日～11月25日は

「女性に対する暴力をなくす運動」期間です!

11月25日(月)は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。内閣府では、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、地方公共団体、女性団体などとの連携、協力のもと、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化することを目的に、さまざまな事業を実施します。

暴力は、誰に対するものであれ決して許されるものではありません。特に、配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV))、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、国は男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要課題として位置付けています。

女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があります。そのため、人権尊重のための意識啓発や教育の充実が求められています。

夫・パートナーから次のような暴力を受けていませんか?

- 配偶者等からの暴力(DV)とは、夫婦間や恋人などから受ける暴力行為のことです。
- 身体に対する暴力
殴る、蹴る、物を投げつける、刃物を振りかざし脅す、首を締めるなど
- 精神的暴力
「誰のおかげで生活できるんだ」、「役立たず」、「くず」などの暴言、行動を監視する、携帯電話のメールや着信履歴を確認する、無視するなど
- 性的暴力
望まない性的な行為の強要、避妊に協力しない、無理やりアダルトビデオを見せるなど
- 経済的暴力
生活費を渡さない、仕事を辞めさせるなど
- 子どもを利用した暴力
子どもに被害者が悪いと言う、子どもの目の前で暴力を振るう、子どもへの加害をほめかすなど

女性への影響

身体的暴力は、骨折やあざなど日常生活に支障を来し、直接受けただけの中には完治できず、一生背負わなければならない場合もあります。また、精神的暴力は、不眠、頭痛、動悸、発熱、食欲不振など、さまざまな身体症状が現れます。これらの暴力が治まった後でも、うつ症状、絶望感、無気力、人間不信、自殺願望など深刻な影響をもたらす場合もあります。

子どもへの影響

暴力を目撃する子どもの心は深く傷つき、情緒不安定、無気力、無感情、うつ症状、不登校、成績低下、夜尿、他の子どもへのいじめなど見られる場合があります。直接子どもにも暴力を振るうことは児童虐待です。

女性が安全に暮らすために

悪質な付きまといや嫌がらせ行為をするきっかけはさまざまです。ストーリーは女性と友達になりたい、交際したいなどの理由から、居住地や電話番号など、ターゲットにした女性のことをあらゆる手段で知ろうとします。電話や手紙などにより接近し、その女性から断られたり無視されたりすると逆恨みするようになり、無言電話や悪質なメール、インターネットへの書き込みなど嫌がらせを繰り返します。また、凶悪な犯罪に発展する危険性があります。

- ・ 電話番号やメールアドレスなどの個人情報等を安易に渡さない。
- ・ 無言電話には応じないで電話を切る。
- ・ 個人情報書かかれている請求書などの書類は細かく裂いてから捨てる。

一人で悩まずに、お早めに最寄りの相談機関へご相談ください。プライバシーは守ります。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

全国一斉

「女性の人権ホットライン」強化週間の実施

さいたま市方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、夫・パートナーからの暴力やストーカー行為など、女性をめぐるさまざまな人権問題について多くの方に利用していただけるように、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を定め、専用相談電話による相談を受け付けます。

日時／11月18日(月)～24日(日)午前8時30分～午後7時
※23日(土)、24日(日)は午前10時～午後5時
電話番号／☎0570・070・810
相談担当者／法務局職員、人権擁護委員が対応します。秘密は厳守します。
問い合わせ／さいたま市方法務局人権擁護課(☎048・859・3507)へ。



男性相談員による

「男性のための悩み相談」

With You さいたまでは「男性のための悩み相談」を実施します。「男は強くなければならない」、「弱音を吐いてはならない」と思っている男性は、ぜひご利用ください。
日時／12月1日(日)午前10時～午後3時
相談担当者／男性臨床心理士
費用／無料(通話料は負担していただきます)
電話／☎048・601・2175
協力／埼玉県臨床心理士会
その他／秘密は厳守し、匿名でお受けします。
問い合わせ／埼玉県男女共同参画推進センター With You さいたま事務室(☎048・601・3111)へ。

お出かけください! 人権を考えよう

「県民の集い」

12月4日(水)～10日(火)は「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」です。県では記念事業として「県民の集い」を開催しますので、ぜひお出かけください。
日時／11月30日(土)午前9時30分～午後3時
場所／東松山市民文化センター(東松山市六軒町5-2)

12月4日(水)～10日(火)は 人権週間です!

平成25年度

「人権尊重社会をめざす県民運動」 強調週間

児童・高齢者に対する虐待、女性に対する暴力、障害のある方に対する偏見からの差別など、さまざまな人権問題が増加しています。また、インターネットを悪用した人権侵害などの新たな人権問題も発生しています。

「人権尊重社会をめざす県民運動」は、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」を実現するため、県・市町村はもちろんです。総ぐるみで取り組む運動です。皆さんも「思いやりの心」や「かけがえない命」、「人権」について、今一度考えてみませんか。
問い合わせ／人権推進課(☎581・2121内線41)へ。

主な公的相談機関

相談機関名称	受付	電話番号
配偶者暴力相談支援センター (埼玉県婦人相談センターDV相談担当)	月～土曜日9:30～20:30 日曜日、祝日9:30～17:00 (年末年始を除く)	☎048・863・6060
配偶者暴力相談支援センター (埼玉県男女共同参画推進センター With You さいたま)	月～土曜日10:00～20:30 (祝日、第3木曜日、年末年始を除く)	☎048・600・3800
埼玉県北部福祉事務所 (女性相談担当)	月～金曜日8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	☎0495・22・0101
埼玉県寄居警察署生活安全課	緊急の場合は迷わず110番!	☎581・0110
町人権推進課	月～金曜日8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	☎581・2121内線411

11月は児童虐待防止 推進月間です

「児童虐待」は大きな社会問題となつています。このような状況を踏まえ、平成16年度から厚生労働省の主唱により、11月が「児童虐待防止推進月間」となりました。

○身体的虐待

殴る、蹴る、タバコの火を押し付けるなど

○ネグレクト(養育怠慢・拒否)
食事を与えない、ひどく不潔なままにするなど

○心理的虐待
ひどい言葉で傷付ける、わざと無視するなど

○性的虐待
性的な行為を強要するなど

子どもは、自ら救いを求めることがなかなかできません。周囲の人の温かいまなざしと援助が必要です。子育て中の親の話し相手になったり、あいさつや声がけをするなど、親や子どもが孤立しないように見守ってください。気にかかる親子や「もしかして、虐待?」と思ったときには、お問い合わせください。秘密は守られますのでご協力をお願いします。